

教育民生常任委員会

(令和元年 5 月 17 日)

○ 中村久雄委員長

それでは、おはようございます。

早速ですけど、教育民生常任委員会を開会いたします。

当委員会におきまして、本日はインターネット中継を行っておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、いつもはペーパーレスを進めておるんですけども、本日は全て紙資料になっていることを申し添えます。また、傍聴の方、市民の方、1名ご入室しますので申し添えます。

それでは、審査を始めます。

それでは、これより健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長よりご挨拶をいただきたいと思います。

○ 辻健康福祉部長

健康福祉部長の辻 和治と申します。おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもからは、今回、この5月開会議会の非常にタイトな日程の中で、1点、条例改正を、ご無理をお願いしてございます。

中身は後ほどご案内しますが、消費税率の改定にあわせまして、低所得者層の方々の介護保険料の軽減措置、これがなされておりますので、それに対応して、市の条例を改正する必要がございます。その内容をお願いしたいと思っております。皆様方、本当にお疲れのこととは存じますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

議案第3号 四日市市介護保険条例の一部改正について

○ 中村久雄委員長

それでは、議案第3号四日市市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。
では、資料の説明をお願いいたします。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課長の大窪と申します。

提出議案参考資料の5ページをごらんください。

それでは、提出議案第3号四日市市介護保険条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

ことし10月の消費税率10%への引き上げにあわせて、低所得者の保険料軽減の強化について、3月末に政令が改正されましたので、条例の一部改正を行うものです。

改正の内容につきましては、5ページにあります表のとおりです。

11段階の段階に介護保険料は分かれておるんですけれども、第1段階の方の保険料年額3万24円を、2万5020円に引き下げをさせていただきます、そのことにより、年間で5004円の引き下げとなります。

第2段階の方が、年間4万1700円の年額保険料から、3万3360円に下がり、年間で8340円の引き下げ額となります。

第3段階の方につきましては、年額が5万40円の方になるんですけれども、それが引き下げにより4万8372円となり、年間で1668円の引き下げ額となります。

このことにつきまして、国の施行期日に合わせて、4月1日からの運用をお願いしたいと思っております。

この時期の議案提出となりましたのが、国の法令改正について、正式な通知があったのが3月末のことでありまして、それで、こちらの今年度の保険料額決定の時期が6月中旬になりまして、その時期には、被保険者の方々に決定通知をお送りさせていただかなければなりませんので、今回、5月議会での上程をさせていただいた次第です。

説明は以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ありましたら、挙手にてご発言願います。

○ 荒木美幸委員

今の説明で大体理解をさせていただきました。1点、確認ですけれども、これは恒久的な措置と考えてよいのか、時限的なものなのか、その辺の確認というのはできていますか。

○ 大窪介護保険課長

この改正につきましては、今のところ、消費税増税を担保するものとしてなされるものですので、時限は決まっていないというふうに捉えております。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

じゃ、今後、基準額が変われば、これは少し金額が変わってくるという理解でよろしいでしょうか。

○ 大窪介護保険課長

明確な通知は国のほうからはございませんが、また改正があり次第、こちらのほうも対応をさせていただきたいと考えております。

○ 荒木美幸委員

わかりました。

対象の方への周知であったりご案内というのは、どのようになっていますか。

○ 大窪介護保険課長

通知とともに、改正があったことはお伝えさせていただくつもりでおります。

○ 荒木美幸委員

以上です。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございましたら。

○ 川村幸康委員

対象者は何人おるの、これ。

○ 大窪介護保険課長

第1段階の対象者でおおよそ1万1600人、第2段階の方で6000人ほど、第3段階の対象者はおおよそ5600人ということになっております。

○ 川村幸康委員

トータルでどのぐらいのあれになるの。

○ 大窪介護保険課長

おおよそ2万3000人の対象者ということで、全体で7万8000人になりますので、3割程度の方が対象となってくるということになります。

○ 川村幸康委員

金額は。

○ 大窪介護保険課長

第1段階の方でおおよそ9700万円ほど、それから第2段階の方でおおよそ4900万円、それから第3段階の方で940万円ということで、総額おおよそ1億5000万円ほどということになっております。

保険料収入額全体が51億円ですので、そのうちの3%程度が、これを補うために国、県、市で負担するということになっております。

○ 川村幸康委員

消費税でこれやで、国の制度に伴っての影響やろうけど、四日市の単位で見ると、どうやって思っておるの、あんたらは。保険料はきつきつで足らんのに、また減らしてやって

いかなあかんわけやろう、これ。どういう感覚を持っておるのかなと。全体で仕方ないと乗っかるのは、それはそれでええんやけど、そうするとどこかのサービスを切るか。よう聞くんやが、これとは別かどうかわからんけど、四日市市の介護認定を含めたものが、ここ最近、三、四年で非常に厳しくなって、よその市町よりも大変厳格にしておるというのを聞くのか、受ける人から見るとそうやって思ってしまうのかわからんのやけど、それにはない袖も振れやんで、極端なことを言ったら、ある程度どこかで抑制をすとか、入り口の認定をしたりなんかすとかでしたりして、影響が出てくるよね、そうすると。後ろに、お金の計算をしながらやるわけやでさ。これでも3%やで、3%ぐらいが、またそこから厳しくせんことにはあかんわけやろう、多分。現実問題としてさ。違うの。そこらをどうやって見ておるの。

○ 中村久雄委員長

現実問題の話を。

○ 加藤介護保険課課長補佐

介護保険課、加藤でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の軽減措置につきましては、約1億5000万円につきましては、国と県と市の財源の裏づけがあつてのことになりますので、今回、さすがに政令が改正されたということで、国が半分、県、市で残り4分の1ずつを財源担保しますので、この軽減によってサービスをとか、そういう話にはならないというふうに考えております。

○ 川村幸康委員

結局、国の制度にのっとって、市はいや応なしに影響を受けるわけやけど、こういうことが続いていく中で、今、四日市が直面してよう言われておる、現場の声が聞こえていっ
ておると思うんやけど、どうあるべきかというのは、やっぱりやっておかんと。私らに聞こえてくるのは、現場で困っておる人の声は、四日市、非常に厳しいんやわという話がよく聞こえるもんで、公正にやっておると思っておるのやに。だけど、何でそういう評価になるのかなというのが、心当たりがあるのかさ。こういうことでこうなっておるということなのかさ。それか、もしかしたら、さっきも言うように周知を含めた説明がきちっと丁寧にできておらんのか、何かあるのやろうなと思うんやけど、どうですか。個人的には、

サ高住はどうやらこうやらとかいう話も出てきて、サービス全体の供給するメニューとしてな。そこらをどう思っておるのかなと。

○ 辻健康福祉部長

部長、辻でございます。

今、川村委員がおっしゃられたように、現に介護サービスを受けていらっしゃる方に対する、一般論で恐縮ですけれども、適正にしていけないといけないと思うと同時に、今より健康寿命と申しますか、介護予防、より介護のほうに移っていかれないようにするというのも同時にしていけないと。

今、課長補佐が申しあげましたように、国2分の1、県、市で4分の1ずつ負担するんですけれども、今回の1億5600万円でも、それを単純に割りますと、約4000万円ぐらいの一般財源の支出がございます。

それがゆえに、介護予防というと一くくり過ぎるかわかりませんが、同時に、そちらへもより力を入れていけないといけないかなと。お答えになっていないかもわかりませんが、そのように考えております。

○ 川村幸康委員

ラジオで聞いておったら、予防という言葉は便利がええと言うんやわ。介護予防とか、予防というのは物すごい便利がええんやけど、どう捉えるかによって、全然ものの考え方と見方が違うで、やっぱりそれはよう考えなあかんというのをラジオでも言っておったでな。

多分こうなると、事後の救済よりは事前予防になるんやろうと。事前に何かできやんかということに、財源がなくなってくるとなるんやで。そうすると、その中での予防というものの見方も、非常に実は深いんさ、幅が広くて。そこは、きちっと行政的には考えて、もうちょっと、私らに示すときには、現実にこれぐらいの予防とあれとでこうなるなというのを、少しやっぱり早目に出すべきやな、これ。それでないと、介護保険料だけ上がって行って、受けたくても受けれやんという人の声がよく聞こえてくるでせ。そこらだけ、ちょっと努力してください。

以上です。

○ 中村久雄委員長

非常に難しいというか、本当に的を射た、市民の一番の根っこの部分の指摘だと思います。よろしく善処してください。

ほか、ご意見ございましたら。

○ 伊藤昌志委員

伊藤です。よろしくお願いします。

川村委員のお話に付随して、今、部長さんがおっしゃっていましたように、介護予防っておっしゃりましたが、ほかの部署、そもそも介護認定を受ける前の段階の対象者の方々を見ている部署との、横の連携というのはあるのでしょうか。

○ 辻健康福祉部長

まだまだ不足です。先ほど、川村委員もご指摘のとおりだと思いますし、私が思いますのは、より具体的に見せないといけないのかなと思っています。例えば、直接的には絡まないかもわかりませんが、家でずっとお過ごしではなくて、週に1回でも2回でも出かけていただき、あるいは体を動かして、それぞれ人はさまざまですが、より具体的な取り組みをしないといけないのかなと思っています。そこで、今、伊藤委員からお話がありましたけれども、やはり私どもでも、介護保険課、健康づくり課、いろいろありますが、健康づくり課だけでもいけないと思うんです。

つい最近、南部丘陵公園で歩くというイベントをしましたが、都市整備部のほうも、こちらから声をかけて、積極的に一緒にしようよとか、そういうのが必要になりますし、当然スポーツ・国体推進部もありますし、市民文化部、その辺もあると思いますので、そのあたりはより連携した、会議体だけつくって動くかというのもありますけれども、その辺、より力を入れていきたいと。今年度も、少し予算も頂戴しておるところがありまして、そういうのを取り組んでいきたいとも考えてございます。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

伊藤委員、いいですか。

○ 伊藤昌志委員

そうすると、もう一つ同じような話で、介護にかかった時点で、予防というか、介護認定を受けていても自分自身でもとに戻すという行為は、もちろんできるわけです、皆さん。それを行政のほうでしていかないと、やはり受け手の実際サービスをされる方たちは、お金の問題がありますので、健康になっていったら逆に仕事がなくなっていくという逆パターンになるんですよね、目の前は。そうすると、そこをきちっと携えていくのは行政になるので。そのあたりはどうなんでしょう。認定を受けた方々をいかにもとに戻すか、もしくは支援じゃないように。認定を軽くするのではなくて、実際にいい方向へ行くというようなところは、何かやってみえるんでしょうか。

○ 大窪介護保険課長

介護保険課長、大窪です。

先ほどいただいたご質問ですけれども、やはり、介護認定を受けて、介護サービスを受けていく中でも、その方の能力を生かしながら介護をしていくということが重要ですので、現状を維持していく、またはできることをふやしていくということも、ケアマネジャーがケアプランを立てながら取り組むべきところだと思いますので、そのあたりは、こちらとしても十分指導していく役割があると思いますので、心がけてはいます。ありがとうございます。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

○ 荒木美幸委員

予防という視点で関連なんですけど、今は、介護になった方は、なるべく悪くならないよという視点だと思うんですけども、昨年10月に始まった健康マイレージ、これがまだまだ浸透してなくて、制度がわかりにくい、あるいは説明のパンフレット自体が、字が小さくてわからないというようなご指摘もありますので、これは県と連動した事業ですので、しっかりと啓発をしながら、広く予防活動ができる、市民活動につなげていけるようお願いしたいと思います。これは要望です。

○ 中村久雄委員長

ご意見でよろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

はい。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質疑ございましたら、いいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ご質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

議案第3号四日市市介護保険条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論のある委員の方、挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決に移ります。反対はありませんので、簡易表決へいきます。

議案第3号四日市市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第3号 四日市市介護保険条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

これで健康福祉部の議案審査は終了となります。

最後に、委員長報告については一任させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、以上で全ての事項は終了しましたので、委員会を閉じさせていただきます。

お疲れさまでございました。

10：25 閉議